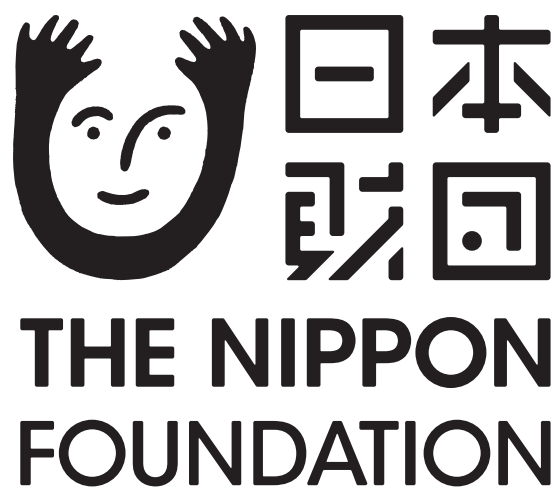


造船関係事業資金
中小造船業経営革新支援資金
融 資 申 請 の 手 引 き



設備資金／運転資金
中小造船業経営革新支援資金

しくみ・手続・留意点・融資条件

§ 目 次 §

項 目	ページ
中小造船業経営革新支援資金の融資金借入れのしくみと手続き……………	1
融資金借入れのしくみフロー図……………	3
「借入計画書」ご提出の際の留意点……………	4
「貸付申込書」ご提出の際の留意点……………	6
「金銭消費貸借契約証書」の取り扱いについて……………	6
中小造船業経営革新支援資金の融資条件……………	10
融資後の手続きについて……………	12

◆中小造船業経営革新支援資金の融資金借入れのしくみと手続き◆

1. 日本財団がボートレースの収益金によって行う「造船関係貸付事業」は、造船関係事業を営む方々に対し、設備の近代化・合理化に必要な「設備資金」、経営基盤の安定化に必要な「運転資金」などを長期・低利で融資する制度です。この手引きでは、船舶、船舶用機関又は船舶用品の製造又は修理業を営む事業者であって、「中小企業等経営強化法」に基づく承認を受けた経営革新計画又は認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画若しくは経営力向上計画に従って事業を実施するために必要な設備資金又は運転資金である「中小造船業経営革新支援資金」について記載しています。
2. 融資の方法は、上記事業者の方々のお申し込みにより、融資を必要とする資金を当財団が金融機関に貸付け、貸付けを受けた金融機関が、その資金を事業者の方々に融資するというしくみで行われます。そのあらまは、次のとおりです。

<p. 3 フロー図 参照>

- ①金融機関に融資を申し込みます。
- ②金融機関から「融資内諾通知書」を発行してもらいます。
- ③所属する造船関係団体に対し、当借入の説明及び「団体加入証明書」の発行のための依頼をします。経営革新計画事業の実施のための借入の場合は、国又は都道府県の承認を受けた「経営革新計画書(写)」「経営革新計画承認書(写)」を準備してください。異分野連携新事業分野開拓計画又は経営力向上計画の事業を実施のための借入の場合は、認定を受けた「異分野連携新事業開拓計画書(写)」又は「経営力向上計画書(写)」及び「認定書」の(写)を準備してください。
- ④所属する造船関係団体から、③で手続を行った書類の発行を受けます。
- ⑤当財団に「借入計画書」のほか
 - ・「融資内諾通知書」
 - ・経営革新計画事業の実施のための借入の場合は、「経営革新計画書(写)」「経営革新計画承認書(写)」
 - ・異分野連携新事業分野開拓計画事業のための借入の場合は、「異分野連携新事業分野開拓計画書(写)」「認定書(写)」

- ・ 経営力向上計画事業のための借入の場合は、「経営力向上計画書(写)」「認定書(写)」
- ・ 金融機関の本借入債務に係る連帯保証関係書類（商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、取締役会議事録または株主総会議事録、定款の写）などを提出し、説明を行います。

（詳細は p. 10 「5. 提出書類」の項参照）

⑥当財団に「借入計画書」の提出、説明後、内諾金融機関に「貸付申込書」に必要な事項を記入の上、所定の期日までに提出してもらいます。

⑦「借入計画書」「貸付申込書」「連帯保証関係書類」等について審査した上で、貸付けの条件等を決定し、当財団から事業者へ直接その内容を通知します。金融機関に対しては、株式会社商工組合中央金庫（以下、「商工組合中央金庫」という）を通じて貸付けの条件等の内容をお知らせします。

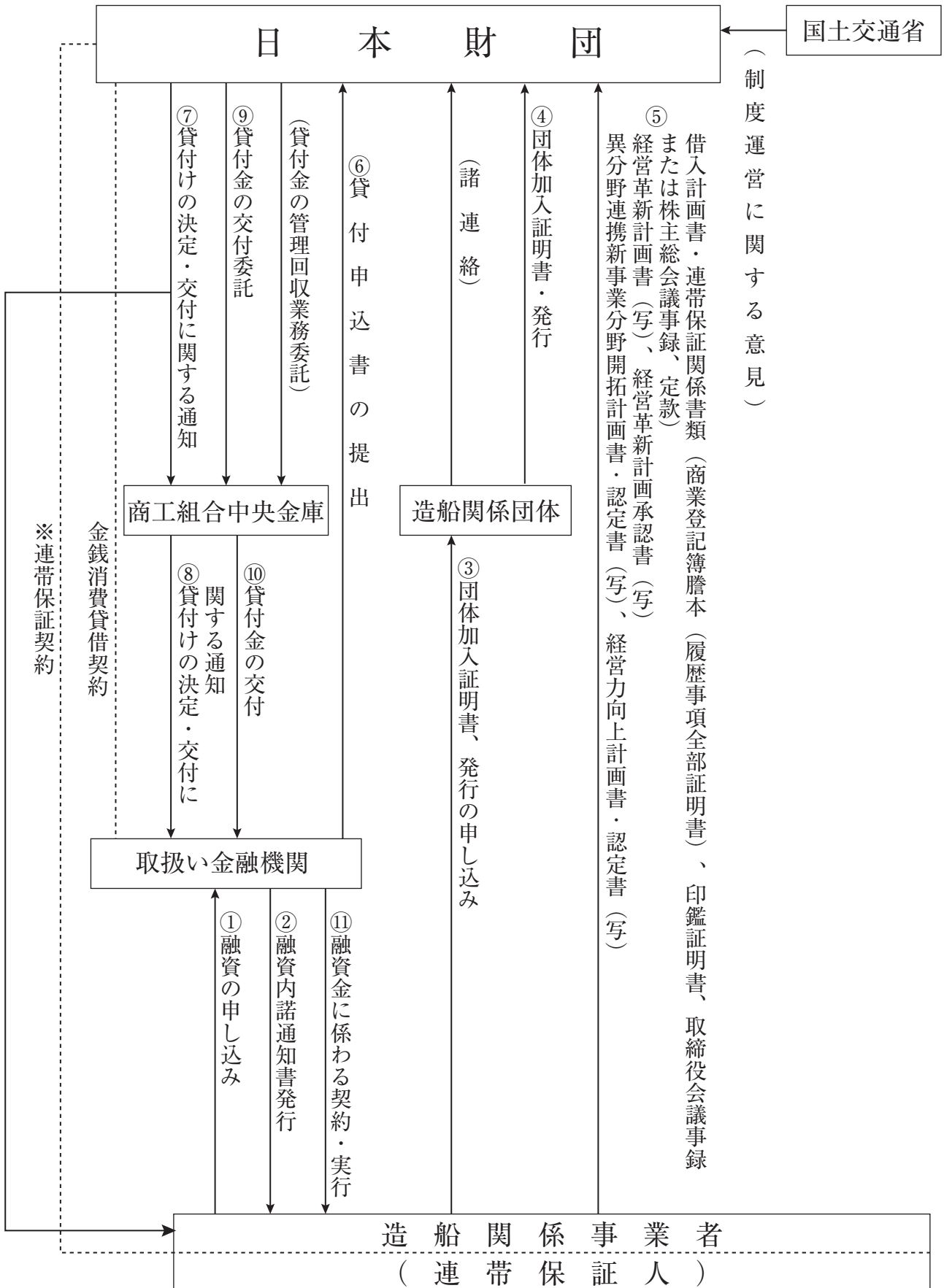
⑧商工組合中央金庫を通じて金融機関に資金が交付されます。

⑨交付を受けた金融機関から事業者へ資金が融資されます。

以下で、必要な手続きなどをご説明いたします。

※なお金融機関が当財団より借入れる資金について金銭消費貸借契約を当財団との間で締結する際、金融機関の債務についての連帯保証契約を当財団との間で締結して頂きます。

◆融資金借入のしくみフロー図◆



◆借入計画書ご提出の際の留意点◆

1. 借入計画書の作成には、当財団発行の別冊様式をご使用下さい。
なお、当様式をコピーしたもの、あるいは当様式に従って、パソコン等を用いて作成したものであっても差し支えありません。借入計画書の用紙は、所属団体又は当財団にお問い合わせ下さい。また、当財団のホームページにPDF・EXCEL 書式を掲載していますのでご利用願います。＜ URL ＞ http://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/shipbuilding_loan
(注) 直近の決算報告書又は確定申告書(写)を添付して下さい。
2. 借入計画書の様式は、経営革新のための事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は経営力向上に係る事業、設備資金及び運転資金のいずれの場合も使用できる様一冊にまとめてありますので、それぞれの該当箇所にご記入下さい。
3. 借入計画書ご提出の際には、当財団に対する金融機関の当該貸付金に係る債務についての連帯保証人の確認をさせていただきます。以下の連帯保証関係書類が必要となりますので、予めご用意下さい(商業登記簿謄本、印鑑証明書については、貸付実行予定日時点で3カ月を経過しない日付のものをご用意下さい)。

(1) 法人の場合

- ①取締役会議事録(原本証明済) …… 記載例 p. 5 参照、または株主総会議事録(写)(原本証明済)
- ②商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ③印鑑証明書
- ④定款(写) ※ 別に取締役会規則等の定めがある場合は添付

(2) 個人の場合

- ①住民票
- ②印鑑証明書

上記書類提出後、融資実行前までの間に、代表者、印鑑、住所等を変更した場合は、上記①・②の書類を再度整えご提出頂く事になります。当財団と金融機関との金銭消費貸借契約の締結と同時に、当財団との連帯保証契約の締結をして頂く際、連帯保証人として記名押印されたものと、ご提出済の書類の内容が一致しなければ、貸付の実行が出来なくなりますのでご注意下さい。



小田原造船株式会社第〇回取締役会議事録

1. 日 時 〇〇〇〇年4月1日午前9時00分
 1. 場 所 神奈川県小田原市城内1丁目1番1号本社会議室
 1. 出席者 取締役総数5名 出席取締役4名
 監査役総数2名 出席監査役1名

上記のとおり出席があり、取締役会は有効に成立したので、代表取締役社長甲野太郎が定刻議長席に着き審議に入った。

議案

「日本財団〇〇〇〇年度造船関係事業中小造船業経営革新支援〇〇資金の融資」に係わる株式会社小田原銀行の借入に対する連帯保証契約の件

議長は、本議案を付議し、当社が融資を受ける予定の株式会社小田原銀行（以下、「小田原銀行」という）が公益財団法人日本財団（以下、「日本財団」という）から下記金員を借入れるにあたって、日本財団の貸付業務規程により、連帯保証を必要とすることから、当社が連帯保証人となる件について説明し、審議を求めた。

- ① 借入申込金額 5000万円（「設備資金」又は「運転資金」と記入）
 ※但し、保証金額は融資実行金額とする。
- ② 利 率 年0.01%
- ③ 特 約 連帯保証であるが、主たる債務者である小田原銀行の経営が破綻した場合にのみ請求を受けるものである。また、本借入に係わる債権が日本財団が認めた営業譲渡により他の金融機関へ移転されても引き続き連帯保証を引き受けるものとする。

本件につき、専務取締役乙野次郎より、当社が小田原銀行から融資を受ける必要性及び日本財団の貸付制度における連帯保証条項などについて説明があり、慎重に審議した結果、当社において融資を受ける必要があり、他方、連帯保証に応じても小田原銀行の資力に鑑みて格別の不安がないと思われる等の理由により、当社に対する融資が決定した場合には、決定した貸付金に対し当社は日本財団の貸付業務規程を遵守することとし、出席取締役全員一致をもって本議案を承認可決した。

以上をもって議事の全部を終了したので、議長は午前9時30分閉会を宣した。以上の結果を明らかにするために、本議事録を作成し、出席取締役及び監査役は次に記名押印する。

議長 代表取締役社長 甲野太郎 ㊟
 専務取締役 乙野次郎 ㊟
 常務取締役 丙野三郎 ㊟
 取締役 丁野四郎 ㊟
 監査役 戊野五郎 ㊟

本取締役会議事録（写）は原本と相違ありません。 年 月 日

神奈川県小田原市城内1丁目1番1号

小田原造船株式会社

代表取締役 甲野太郎 ㊟（代表者印） ※印鑑証明書登録印をご使用下さい。

◆貸付申込書ご提出の際の留意点◆

「貸付申込書」は金融機関から提出頂く書類ですが、借入計画書の「内諾通知書」と併せてご準備いただきます。

「貸付申込書」のご提出がない場合、貸付けの実行が遅れたり、実行が出来なくなる場合がありますのでご注意下さい。提出期日等につきましては、日本財団 海洋事業部貸付チームにお問い合わせ下さい。

※※※「貸付申込書」の作成について※※※

1. 「貸付申込書」「融資金の用途」様式（p. 7～p. 9）のコピーを金融機関にお渡し下さい。
2. 据置期間、償還期限、融資金の利率については、当財団へ「借入計画書」の内容を説明するまでに、取扱金融機関との間で決定しておいて下さい。
3. 「6. 連帯保証人（予定）」には、事業者名・代表者名をご記入下さい。
4. 金融機関に「貸付申込書」「融資金の用途」様式をお渡しする際、提出期日をご確認下さい。
5. 金融機関には、事務取扱いについて、資料を配布してお知らせしてあります。

◆金銭消費貸借契約証書の取り扱いについて◆

1. 金融機関が当財団より借入れる資金について、金銭消費貸借契約を当財団との間で締結する際、金融機関の債務についての連帯保証契約を当財団との間で締結して頂きます。資金実行の7営業日前までに金融機関から提出して頂きます。
2. 「借入計画書」ご提出の際にいただいた「連帯保証関係書類」と「金銭消費貸借契約証書」の連帯保証人の記名押印が一致しない場合は、貸付実行が出来なくなる場合がありますのでご注意下さい。
3. 「金銭消費貸借契約証書」は、完済後約2週間ほどで金融機関へ返却致します。

年 月 日

公益財団法人 日本財団
会長 笹川陽平 殿

申込者 所在地
名 称
代表者氏名

㊞

年度造船関係事業中小造船業経営革新支援 資金貸付申込書

貴財団の定款第4条第1項第3号の規定により、下記のとおり融資に必要な資金の貸付けを受けたいので、別紙必要書類を添えて申したいいたします。

記

1. 貸付申込額 金 円
2. 貸付の条件
 - (1) 利率 年 0.01パーセント
 - (2) 償還期限 年 月 日
 - (3) 据置期間 ヲ月
 - (4) 償還方法 据置期間満了後毎年4月15日および10月15日の定期日に割賦償還し、期限に完済する。
 - (5) 利息の支払方法 毎年4月15日および10月15日の定期日に当日までの分を後払いし、最終の支払いは貸付金の償還期限に支払う。
3. 融資の内容
 - (1) 融資先
 - (2) 融資額 金 円
 - (3) 融資金の用途 別添「融資金（ 資金）の用途」のとおりとする。
 - (4) 融資の条件
 - (イ) 融資金の利率 年（ ）パーセント
 - (ロ) 融資金の償還期限 年 月 日
 - (ハ) 融資金の据置期間 ヲ月
 - (ニ) 融資金の償還方法 据置期間後毎年4月および10月の年2回割賦償還とし、期限に完済する。
 - (ホ) 利息の支払方法 毎年4月および10月の年2回当日までの分を後払いし、最終の支払いは融資金の償還期限に支払う。
4. 貸付金の借入希望日 年 月 日
5. 貸付金の取扱店
6. 連帯保証人（予定）
7. 本貸付申込者および連帯保証人は、金銭消費貸借契約証書第2条第2項に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(注) 標題の空白と「融資金（ ）の用途」欄に設備又は運転の字句を記入する。

金融機関コード _____

1. 融資金(設備資金)の用途

金融機関名

金融機関コード

事業者名

使用目的	設備名	仕様・形状	数量	金額(円)

2. 融資金(運転資金)の使途

金融機関名

金融機関コード

事業者名

目的	使途 明細

◆中小造船業経営革新支援資金の融資条件◆

1. 融資対象者

船舶、船舶用機関又は船舶用品の製造又は修理業を営む事業者であって、「中小企業等経営強化法」に基づく承認を受けた経営革新計画又は認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画若しくは経営力向上計画に従って事業を実施している方が対象です。

2. 融資金の用途

経営革新のための事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は経営力向上に係る事業を実施するために必要な設備資金又は運転資金を融資の対象とします。ただし、設備資金にあつては造船関係事業の用に供しない土地の購入（土地の購入後、原則1年以内に造船関係事業の用に供する場合を除く）資金を除く。

3. 融資金の限度額

融資金の金額は、所要資金の80パーセント以内とし、設備資金は1年度20億円、運転資金は1年度5億円を限度とします。

4. 融資条件

- (1) 融資金の利率は、年1.3パーセント以内とします。
- (2) 融資金の償還期限は、設備資金は1年以上15年以内、運転資金は1年以上5年以内とします。
- (3) 融資金の償還は、設備資金は6ヵ月以上2年以内、運転資金は6ヵ月以上1年以内の据置期間を設けるものとします。
- (4) 償還方法は、原則として4月と10月の6ヵ月毎の割賦償還とします。
- (5) 利息は、後払いです。

5. 提出書類

- (1) 会社経歴書又は会社案内（直近の決算報告書又は確定申告書（写）を添付）
- (2) 中小造船業経営革新支援資金借入計画書
- (3) 中小造船業経営革新支援資金融資内諾通知書
- (4) 「中小企業等経営強化法」に基づく経営革新計画書（写）又は異分野連携新事業分野開拓計画書（写）若しくは経営力向上計画書（写）

(5) 「中小企業等経営力強化法」に基づく経営革新計画の場合は経営革新計画承認書(写)、異業種分野連携新事業分野開拓計画又は経営力向上計画の場合は認定書(写)

(6) 団体加入証明書(加入団体から当財団宛直接提出される場合があります)

(7) 連帯保証関係書類(「借入計画書ご提出の際の留意点」p. 4参照)

①取締役会議事録(原本証明済)……記載例参照p. 5、または株主総会議事録(原本証明済)

②商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

③印鑑証明

④定款(写) ※別に取締役会規則等の定めがある場合は添付

(8) 設備資金の場合は、以下の書類の提出が必要です。

<建築・増改築の場合>

①建築工事費見積書、建築請負契約書(写)及び工事費明細書

②図面(敷地図、配置図、平面図、立面図、増改築の場合は現況写真)

③建築確認通知書(写)

<土地の購入の場合>

④売買契約書(写)

⑤登記簿謄本

⑥公図・住宅地図

⑦土地利用計画書

⑧その他の公的証明書

<機器設備の場合>

⑨価格見積書

⑩契約書(写)又は注文請書(写)

⑪カタログ又は仕様書

6. 融資取扱い金融機関

株式会社日本政策金融公庫^(注)の代理店となっている銀行、信用金庫、信用組合及び株式会社日本政策投資銀行、商工組合中央金庫に限ります。

(注) 株式会社日本政策金融公庫の中小企業事業の代理店となっている金融機関。

7. 融資の決定

当財団は、借入計画書、貸付申込書等を審査及び査定し、協議の上融資を決定します。融資決定者には直接当財団から、また、融資取扱い金融機関には当財団の貸付業務の委託先である商工組合中央金庫を経由して通知いたします。

8. 申請の受付期間

随時とします。

9. 融資金の交付

随時とします。

◆融資後の手続について◆

設備資金については、融資後以下の手続を必ず行って下さい。

1. 融資対象設備の表示について

ボートレース資金が造船関係事業の振興に有効に活用されていることを、一般に周知して頂くために、当該設備が日本財団のボートレース交付金融資設備であることを、以下の表示例を参考に明確に表示して下さい。なお「完了報告書」のご提出の際に表示後の写真を添付して下さい。

<表示例>

●建物又はこれに準ずる構築物及び船舶

当財団からお送りする所定の表示板（たて405mm・よこ405mm・厚さ10mm）を以下の場所に固定表示して下さい。

建物：正面玄関等

船舶：操舵室付近等の内部

●機器類

当財団からお送りする所定のシールを目に触れやすい場所に貼付して下さい。

2. 完了報告書の提出について

●完了後1カ月以内に「融資対象設備の完了報告書」（p.14～p.18）を提出して下さい。

- 完了日は以下によります。

建物：建築基準法による検査済証を受領した後の建物引渡日

機器：納品検収日

土地：所有権移転登記完了日

- 添付書類（「完了報告書への添付書類」 p. 15 参照）

3. 融資対象設備内容の変更について

- 対象設備の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ当財団に変更の内容を説明して下さい。変更は認められない場合がありますのでご注意ください。
- 当財団が変更理由、内容を認めた場合は、「融資対象設備の変更届」（p. 19・20）を提出して下さい。

4. 融資対象設備の完了期限の延長について

- 天災地変その他の事情で当初期限内に完了出来なくなった場合は、変更申請の手続きについて、あらかじめ当財団に延長の理由を説明し、指示を受けて下さい。
- 完了期限の延長をしようとする場合は、「融資対象設備の完了期限の延期届」（p. 21）を提出して下さい。
- 延長期限にて完了後1カ月以内に「融資対象設備の完了報告書」（p. 14～p. 18）を提出して下さい。

年 月 日

公益財団法人 日本財団 御中

所在地

事業者名

代表者氏名

印

年度中小造船業経営革新支援資金融資対象設備の完了報告書

標記について、下記のとおり設備が完了したので、別添必要書類を添えて報告いたします。

記

1. 設 備 内 容 別表No.1 のとおり
2. 設 備 の 効 果 表 別表No.2 のとおり
3. 支 払 状 況 等 一 覧 表 別表No.3 のとおり

所属団体名 _____

§ 完了報告書への添付書類 §

1. 完成写真(2枚)

1枚目は設備全景写真、2枚目は当財団から送付する融資対象設備の表示板又はシールの取付個所の写真を任意の台紙に貼付し、下部に設備名を記入して下さい。

2. 最寄駅から貴社(設備の設置場所)までの地図

3. 当該対象設備に係る固定資産台帳(写)

4. 請求書、領収書(写)

<建築・増改築の場合>

5. 検査済証(写)

6. 引渡書(写)

7. 登記簿謄本

<土地の場合>

8. 登記完了証(写)

9. 登記簿謄本

<機器設備の場合>

10. 公的な証明書が必要な機器においては、その証明書(写)(例:クレーン検査証等)

(注) ①設置場所には本社工場、○○工場等と設置場所を明記して下さい。

②団体名は、団体加入証明書を発行した団体名を記入して下さい。

③完了報告書が提出されてから、全ての事業所を対象に書面確認を致します。

又必要に応じて当財団の職員が貴社へお伺いして当該設備の確認を行います。

1. 設備内容 (事業者名 () No. 1

設備名※	数量	型式及び仕様	製作所名※	設置場所	実際所要 資金額 (円)	完了年月日	記事

※ 船舶建造事業者の場合は設備名欄に船種を、製作所名欄に造船所名を記入。

2. 設備の効果表

事業者名 () No. 2

設備名※	数量	新設 更新の別	主なる使用目的	設備の技術的・経済的効果

※ 船舶建造事業者の場合は、船種を記入。

3. 支払状況等一覧表

事業者名 () No. 3

設備名※	数量	実 際 所 要 資 金 額			工 事 期 間		固定資産台帳 記載年月日	備 考
		支 払 先	支 払 月 日	支 払 金 額	支 払 方 法 <small>現金/手形(決済日)</small>	着工年月日		
								契約年月日等
最近における経済状況及び将来における経営展望								

※ 船舶建造事業者の場合は、船種を記入。

年 月 日

公益財団法人 日本財団 御中

所在地

事業者名

代表者氏名

印

年度中小造船業経営革新支援資金融資対象設備の変更届

標記について、NF第 号（ 年 月 日付）により融資の対象となった設備を下記のとおり変更したいので、届出いたします。

記

1. 変更の理由

2. 設備内容	事業者名 ()							
	設備名	使用目的	設置場所	型式及び仕様	数量	着工年月日	完了年月日	所要資金額(円)
新					計			計
旧					計			計

(注) 変更に係る関係書類を添付すること

年 月 日

公益財団法人 日本財団 御中

所在地

事業者名

代表者氏名

印

年度中小造船業経営革新支援資金融資対象設備の完了期限延期届

標記について、NF第 号（ 年 月 日付）により融資の対象となった設備の完了期限を下記のとおり延長したいので、届出いたします。

記

1. 延長の理由

2. 設備の完了の時期

設 備 名	延長完了年月日

お問い合わせ

日本財団 海洋事業部 貸付チーム

電話 03(6229)5142(ダイヤルイン)

FAX 03(6229)5150

URL [https://www.nippon-foundation.or.jp/
grant_application/shipbuilding_loan](https://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/shipbuilding_loan)

〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル

2021年4月1日発行 600S